

# 平成25年度税制改正に伴う国民健康保険税条例改正

## ◎公社債等の利子所得・譲渡所得に対する課税の見直し

### ①公社債等を特定公社債等と一般公社債等に区分

平成28年度分より対象  
平成29年1月1日より執行

※特定公社債等……国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、公募公社債投資信託など

※一般公社債等……特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託、証券投資信託以外の私募投資信託など

### ②公社債等の課税を見直し

これまでの課税方法

利子所得  
◎源泉分離課税  
(申告できない)

譲渡所得  
◎非課税

改正後

特定公社債等  
利子所得 ◎申告分離課税(損益通算・繰越控除可能)  
(申告できる)

一般公社債等  
利子所得 ◎源泉分離課税  
(申告できない)

特定公社債等  
譲渡所得 ◎申告分離課税(損益通算・繰越控除可能)  
(申告できる)

一般公社債等  
譲渡所得 ◎申告分離課税  
(申告できる)

※申告分離課税とされたもの  
について、国民健康保険税の  
所得割の課税対象となる。

### ③株式等の譲渡所得を改組

※上場株式等に係る譲渡所得等 …… 特定公社債等の譲渡所得を含む

※一般株式等に係る譲渡所得等 …… 一般公社債等の譲渡所得を含む